

平成31年3月20日
京都市交通局企画総務部財務課

平成31年度入札・契約制度の改正及び運用の見直し等について

1 入札違算に関するガイドラインの策定

競争入札における透明性を更に向上させるため、入札違算（設計図書における単価の適用、数量等による設計金額の誤り）が判明した場合の原則的な取扱いを定めるガイドラインを策定します。

2 同一入札の参加制限の緩和

入札公告において、公正な競争環境の確保のため、兼任する役員を置く2者が同一入札に参加することを禁止していますが、国土交通省の例に準じ、この制限の対象から社外取締役を除外します。

3 社会保険未加入対策の簡素化

入札公告において、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入」を入札参加資格として設定してきましたが、平成30年度からの業者登録の要件化や、同年7月からの下請の社保加入の努力義務化等の取組を踏まえ廃止します。

4 実施時期

上記1から3までについては、平成31年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。